

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

【基本認識】

- ・ p.85の1段落目、「国際規範・基準や国際合意等を国内施策に適切に反映していく」との記述があることから、国際基準に大きく遅れている政治・経済分野での指導的地位を占める女性の割合を増加させるための取り組みを明記し、確実な実行を求めます。クオータ制やパリテ制の導入について明記を要望します。

＜施策の基本的方向と具体的な取組＞

- ・ p.86の1(2)イ「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」①において、女性差別撤廃委員会からの最終見解を具体的に列挙するよう求めます。最終見解で複数回触れられ、特に重点的に取り組むべき点は以下の3つです。
 - 女性に不利な民法の改正(再婚禁止期間、夫婦別姓等)
 - 外国人女性、民族的マイノリティの女性、障がいをもつ女性が教育や雇用の場で差別を受け、ヘイトスピーチやメディアによる偏見を受けていることへの対策
 - 日本軍「慰安婦」問題の不十分な補償と謝罪、被害者を傷つけるような政治家による軽率な発言、教科書からの文言削除等の不十分な教育の是正
- ・ p.86の1(2)イ②では、今までの検討結果を公開し、選択議定書の締結予定時期を明記することが必要です。女性差別撤廃委員会による日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解のパラグラフ8(b)でも、締結予定時期が明示されていないと指摘されています。可及的速やかな締結を要望します。
- ・ p.86の1(2)イ③において、条約締結にかかる課題の整理と締結までのスケジュールを明記するよう求めます。
- ・ p.86の1(2)ウ「北京宣言・行動綱領に沿った取組の推進」において、国際基準である北京宣言・行動綱領に沿って、日本政府が優先的に取り組む分野と内容を具体的に記載するよう要望します。日本の歴史的背景から、特に次の2分野において重要な役割を果たす必要があります。
 - 軍縮、核兵器廃絶(北京宣言パラグラフ28)
 - 過去に起こった、又は今後起こる武力紛争下での女性に対するあらゆる暴力行為に対する厳正な対応と被害女性への完全な補償(北京行動綱領パラグラフ145)
- ・ 上記の要望を踏まえ、p.88の3(2)イ「女性の平和等への貢献や紛争下での性的暴力への対応」において、日本軍「慰安婦」問題に対し、下記の行動を採るよう記載を強く求めます。
 - 旧日本軍と日本政府が女性たちをその意思に反して性奴隷状態に置いたことは、当時でも違法であったと日本政府は人権侵害を認めること
 - 日本政府による被害女性への謝罪とその証である完全な補償を行うこと
 - 同じことが繰り返されないよう、日本軍「慰安婦」問題と、行為の残虐性と紛争下での性暴力を容認しない姿勢の重要性を歴史・人権教育を通じて伝えること